

# 知的所有権論 -知識と技術と創造の生かし方、護り方-

|   |             |  |  |
|---|-------------|--|--|
| <b>単位数</b>  |             | <b>ナンバリングコード</b>   |  |
| 2   |             | DIF405   |  |
|    | <b>教員名</b>  | 平澤 卓人  |  |
|   | <b>専門</b>   | 知的財産法  |  |
|   | <b>出身校等</b> | 慶應義塾大学法学部法律学科卒、北海道大学法学研究科法律実務専攻（法科大学院）修了、北海道大学法学研究科博士後期課程修了（博士）      |  |
|   | <b>現職</b>   | 福岡大学法学部講師  |  |
| <b>授業形態</b>   |             |  |  |
| 前期印刷授業・後期印刷授業   |             |  |  |
| <b>授業範囲</b>   |             | <b>試験範囲</b>  |  |
| 著作権法、特許法、不正競争防止法、商標法、意匠法  |             | 上記授業範囲と同じ（学習用プリント記載の範囲内のみ）   |  |
|   |             | <b>【試験時参照許可物】</b><br>一切自由 ※ただしWebページ（通信教育部POLITEを除く）と生成系AIの参照は不可とする。 |  |
| <b>科目の概要</b>  |             |  |  |
| 知的財産法のうち、代表的な特許法と著作権法を重点に置いて解説し、不正競争防止法、商標法、意匠法も簡単に解説を行う。   |             |  |  |
| <b>授業における学修の到達目標</b>  |             |  |  |
| 知的財産法の基本的考え方を習得する。  |             |  |  |
| <b>講義の方針・計画</b>   |             |  |  |
| 1 知的財産法総論<br>2 著作権法総論、著作権法の保護対象<br>3 著作者、著作権者の確定<br>4 著作権侵害となる行為①<br>5 著作権侵害となる行為②<br>6 著作権の侵害主体論、著作権の制限<br>7 著作権の存続期間、著作者人格権、著作権侵害の効果、著作権の利用、著作隣接権<br>8 特許法総論、特許要件<br>9 特許権取得の手續、特許権の帰属<br>10 特許権の権利範囲<br>11 特許権の制限<br>12 特許権侵害の効果、特許権の利用<br>13 不正競争防止法における商品等表示の保護、営業秘密の保護<br>14 不正競争防止法における商品形態の保護、意匠法<br>15 商標法 |             |  |  |

|  |
|--|
| <b>準備学習</b>  |
| 印刷授業は、教科書や学習用プリントなどを基に自学自習で学習を進めますが、授業範囲の内容の他に、教科書の内容全体を2単位で60時間かけて学習することを目安としています。<br>わからない用語や内容は、参考文献等で検索することが準備学習として必要になります。        |
| <b>課題(試験やレポート等)に対するフィードバック方法</b>   |
| 印刷授業は、提出されたレポートについて講評を付与して返却する。  |
| <b>成績評価の方法およびその基準</b>  |
| 科目試験による評価100%  |
| <b>教科書</b>   |
| 書名：『18歳からはじめる知的財産法』（2021）<br>著者名：大石玄＝佐藤豊編<br>発行所：法律文化社<br>ISBN：978-4-589-04164-7   |
| <b>参考書</b>   |
| 書名：『入門 知的財産法』（第2版）<br>著者名：平嶋竜太、宮脇正晴、蘆立順美<br>発行所：有斐閣<br>ISBN：9784641243354  |
| <b>その他</b>   |
| なし   |
| <b>試験期間</b>  |
| シラバス検索画面トップページ ( <a href="https://syllabus-tsushin.do-johodai.ac.jp/">https://syllabus-tsushin.do-johodai.ac.jp/</a> ) 下部の「2024学年暦」を参照 |
| <b>学習プリント</b>  |
| あり   |
| <b>教職科目</b>  |
| 注) 教職課程カリキュラム(22)以前の方が対象となります。   |
| <b>関連受講科目</b>  |
| なし   |
| <b>担当教員の実務経験</b>   |
| 札幌市で13年間弁護士として活動し、知的財産法の訴訟や交渉、相談を経験しており、このような経験を踏まえた内容としている。   |